

社会福祉施設等における感染症の防止対策について

感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等が、集団で過ごされる施設では、様々な感染症が、拡がりやすい状況にあり、感染自体を完全になくすことはできないものの、感染する方を最小限にする対応がとて重要となります。

高齢者等の施設で働く皆様におかれましては、今一度、次のような日頃からの対策を徹底して下さるようお願いいたします。

1 病原体を持ち込まない

○施設に、感染源となる病原体が持ち込まれるのは？

職員、業者(清掃や給食含む。)、面会者、入居予定者、短期入所や通所サービスの利用者等から病原体が持ち込まれる可能性があります。

2 病原体を持ち出さない対策

○職員と利用者の間での病原体が持ち出される？

施設での感染症の持ち出しは、感染経路により違いはあるものの、医療処置や看護、介護、リハビリ等を介し、持ち出されます。

3 病原体を拡げない対策

○病原体を拡げる要因は？

食事や入浴、排泄といった日常でのケアや、設備・物品等により、広くまん延する可能性があります。

4 持ち込まない・持ち出さない・拡げないためには

施設を利用する人に対する、感染の可能性を早期に把握しましょう

施設を利用する全ての人に、感染の可能性が疑われる症状(発熱、呼吸器症状、胃腸炎症状等)がないか、休日等の状況も含めた把握を、早期に行える体制整備が必要です。

職員1人1人が、標準予防策を基本とした感染防止対策を徹底しましょう

手洗い等の標準予防策を基本に、各々の感染症にあわせた予防策を追加し、実施することが重要です。全職員が、感染防止対策を徹底していないことが、感染症のまん延を引き起こすきっかけとなります。

日頃から、健康管理を心がけるとともに、感染症に罹患した場合は、休むことができる職場環境づくりも必要です。

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(厚生労働省)などを活用し感染対策に努めてください。